

社会福祉法人 慈陽会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈陽会の役員および評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬及び実費弁償費を支給することができる。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬額)

第5条 役員の報酬等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	100万円
理事	800万円
監事	30万円
評議員選任・解任委員	10万円

(報酬の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による次期に銀行振込とする。

- (1) 月額報酬については、毎月15日とする。当日が休日の場合には、それ以前

の金融機関の営業日とする。

(2) 日額報酬については、翌日支給する。当日が休日の場合には、それ以後の金融機関の営業日とする。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、令和 元年6月9日より施行する。

別表 (役員等の報酬)

(1) 理事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
常勤理事 理事長・常務理事報酬(月額)	200,000円	実費
常勤理事 施設長報酬(月額)	100,000円	実費
非常勤理事 役員会出席回数(1回あたり)	100,000円	実費
	円	

(2) 評議員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
年間報酬	100,000円	実費

(3) 監事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
監査報酬	50,000円	実費
役員会出席年間報酬	100,000円	実費

(4) 評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
任期報酬	30,000円	実費